

改正 昭和40年3月31日条例第23号 昭和40年12月23日条例第60号
昭和43年6月24日条例第31号 昭和55年3月31日条例第31号
平成元年3月27日条例第13号 平成2年12月20日条例第27号
平成12年3月23日条例第19号 平成16年3月29日条例第24号
平成16年3月31日条例第30号

「長野県収入証紙条例」をここに公布する。

長野県収入証紙条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第3項の規定により、証紙による収入の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和40年条例60号・43年31号・55年31号・平成2年27号・16年30号〕

（証紙により徴収する歳入）

第2条 県が収入する使用料及び手数料のうち知事が定める使用料若しくは手数料（以下「使用料等」という。）又は証紙徴収の方法による狩猟税は、長野県収入証紙（以下「証紙」という。）により徴収するものとする。ただし、使用料等のうち納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して知事が定めるものについて、知事が適当と認める場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和40年条例60号・43年31号・55年31号・平成2年27号・16年24号・30号〕

（証紙の種類及び形式）

第3条 証紙の種類は、1円証紙、5円証紙、10円証紙、20円証紙、50円証紙、100円証紙、200円証紙、300円証紙、400円証紙、500円証紙、1,000円証紙、2,000円証紙、5,000円証紙、1万円証紙及び5万円証紙とし、その形式は、規則で定める。

全部改正〔平成2年条例27号〕

（証紙による納付の方法）

第4条 使用料等又は証紙徴収の方法による狩猟税の納付は、法令その他の規定に特別の定めがある場合を除き、その願出、申請又は納付義務を履行する書類に納付すべき額に相当する額の証紙をはり付けてしなければならない。

一部改正〔昭和40年条例60号・43年31号・平成元年13号・2年27号・16年30号〕

（証紙の消印）

第5条 知事は、前条の規定による書類が提出された場合において、当該証紙が適法に納付されるべきものであると認めるときは、当該書類と証紙とにかけて消印しなければならない。

（領収書の不発行）

第6条 証紙により歳入を徴収したときは、領収書を発行しないものとする。

（証紙の無効）

第7条 消印された証紙又は著しく、汚染し、若しくは損傷した証紙は、無効とする。

一部改正〔平成元年条例13号〕

（証紙の返還等）

第8条 証紙は、第14条の規定による場合その他知事がやむを得ない理由があると認める場合を除き、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。

一部改正〔平成12年条例19号〕

（証紙の売りさばき人）

第9条 証紙は、知事が指定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）が売りさばくものとする。

- 2 売りさばき人の指定は、売りさばき人になろうとする者の申請により行なうものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により、売りさばき人を指定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(売りさばき所の標札の掲出)

第10条 売りさばき人は、その売りさばき所に標札を掲出しなければならない。

(売りさばき人の証紙の買受け)

第11条 売りさばき人は、知事の定めるところにより、証紙を県から買い受けるものとする。

(証紙の常備)

第12条 売りさばき人は、常に一般の需要を満たすに足りる数量の証紙を備えておかなければならない。

(証紙の売却価格)

第13条 売りさばき人は、証紙に記載されている価格により、証紙を売りさばかなければならない。

(証紙の交換等)

第14条 売りさばき人は、第11条の規定により買受けした証紙のうち、売りさばき人の責めによらない理由により汚染し、若しくは損傷した証紙又は著しく需要の減じた証紙については、その原形を失わないものに限り、知事に他の証紙との交換を申請することができる。

- 2 売りさばき人であつたもの又はその相続人若しくは代表者は、知事の定めるところにより、売りさばき人でなくなつたときに有する証紙を県に返還して、現金の還付を受けることができる。

一部改正〔昭和40年条例60号・平成元年13号・12年19号〕

(売りさばき人の氏名の変更等の届出)

第15条 売りさばき人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 売りさばき人が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は代表者は、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(売りさばき人の指定の取消し)

第16条 売りさばき人は、証紙の売りさばきをやめようとするときは、やめようとする日の30日前までに、その旨を知事に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があつたときは、知事は指定を取り消すものとする。

第17条 知事は、売りさばき人が証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失なつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(売りさばき人の氏名の変更等の告示)

第18条 第9条第3項の規定は、第15条の規定による届出並びに第16条第2項及び第17条の規定による取消しがあつた場合について準用する。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(長野県収入証紙に関する条例の廃止)

- 2 長野県収入証紙に関する条例（昭和26年長野県条例第83号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の規定に基づく証紙に関する経過処置)

- 3 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づいて発行されている証紙は、この条例の規定に基づいて発行された証紙とみなす。

(売りさばき人に関する経過処置)

- 4 この条例施行の際、現に長野県収入証紙に関する規則（昭和27年長野県規則第7号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づいて指定されている証紙の売りさばき人は、この条例第9条第1項の規定により指定された売りさばき人とみなす。

(売りさばき所の標札に関する経過処置)

- 5 この条例施行の際、現に規則第10条の規定に基づいて売りさばき人が掲出している売りさばき所

の標札は、この条例第10条の規定に基づいて掲出されている売りさばき所の標札とみなす。

附 則（昭和40年3月31日条例第23号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年12月23日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
（長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 長野県県税条例の一部を改正する条例（昭和40年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和43年6月24日条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、（中略）昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月27日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
（経過処置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県収入証紙条例の規定に基づいて発行されている証紙は、この条例による改正後の長野県収入証紙条例の規定に基づいて発行された証紙とみなす。

附 則（平成2年12月20日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
（経過処置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県収入証紙条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて発行されている普通証紙は、この条例による改正後の長野県収入証紙条例の規定に基づいて発行された証紙とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づいて発行されている自動車税専用証紙を有する売りさばき人又は売りさばき人であったものは、この条例の施行の日から3月を経過する日までの間は、当該自動車税専用証紙を県に返還して、現金の還付を受けることができる。

附 則（平成12年3月23日条例第19号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日条例第24号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。（後略）